

# 色紙懷紙短冊講話

高橋 龍雄

今日では、色紙懷紙短冊は何れも和歌の料紙であり、其寸法紙質文采書式等にも各法式があるが、其起源を尋ねて見ると、何れも和歌とは直接の關係の無かつたもので、それと異つた沿革を有してゐる。即ち如何なる徑路で、又何時の頃から、是等が専ら歌や詩の料紙となつたかに就いて、其大略を述べよう。

## 色<sup>シキ</sup>紙<sup>シ</sup>

色紙は、和名抄に「紙有<sup>ニ</sup>色紙檀紙<sup>中略</sup>等名」と見え、又延喜式一の卷の散祭料に「白紙廿張、色紙四十張」とあつて、其の當時、色紙と呼んだものは、染色した紙の總稱であつた。其種類用途は、中古の物語の書に散見するものを綜合して考へる時は、これを想定するに難くない。

空穗物語、藏開上に、「御ふみあり、春宮の亮の君もてまゐり給て、宮の御まへにまゐらせ給、淺緑の色紙一かさね

つゝみて云々」といひ、源氏物語、二十一、乙女に「青ずりのかみよくとりあへて、まきははしかいたる、こすみ、うすどみ、草がちに打ませ云々」など見えてゐるのは、當時一概に色紙と呼んだ紙の文采には、種類の多かつた事を物語るもので、尙ほ黄ばみたる色紙（空穂物語、藏開中）そら色の紙（源氏物語、十四、澤標）紫のにはめる紙（源氏物語、九、葵）等見出すことが出来る。

次に奇異に感ぜられる事は、其等の色紙の中には、白い色紙も含められてゐる事で、宇津保物語藏開卷に「中納言の君、紙もがなどの給へば、黄ばみたる色紙一卷、白き色紙一卷、硯箱の蓋に入れて出されける」と見え、源氏物語、橋姫卷に「白き色紙のあつごえたるに、筆はひきつくろひ撰りて、墨つき見どころありて、書き給ふ」などあつて、色紙といふのは、強ちに色紙に限つたものではなかつた事が知られる。

また當時の色紙は今日のものゝ様に小さく切つてはなく、又歌の料紙として決つてゐなかつた。その昔の色紙と呼ぶものと、今の色紙との間に、色紙形といふものが見えて居り、此の色紙形と稱したものは、當時歌なり詩なりを、一首づつ書いて、屏風とか障子とか、或は草子とかに押したものであつた。これは、昔の色紙を小さく作つたもので、色紙が歌の料紙となつた始りも、この色紙形がつくられた時である。

大鏡、三、太政大臣實親の條に「あつとしの少將の男子佐理大貳、よのてかきの上手、任はてゝ上られけるに略中故中關白殿、東三條つくらせ給ひて、御障子にうたゑどもかゝせ給ひしに、色紙形をこの大貳にかけとのたまはするを云々」とあり、又榮花物語、十八、玉臺に「北南のそばのかた、東のはりくのとびらごに繪をかゝせ給へり、はるかにあふがれてみえがたし」と見えてゐるのによつて、色紙形の大體の様子が想ひ浮べられるであらう。

形といふのは、たとへば人のやうに小さくつくつたものを人形といふ様に、歌一つ書いて、屏風や障子に押す様に小さく作つた色紙であるから、全紙の色紙と區別して、色紙形と云つたものである。

其色紙は、醍醐帝の時、王城の地形をかたどつて、泰平の慶賀の歌を書かゝせられたのに始ると云ふ説があるが、これは信じ難い。小右記に「右大辨行成、書<sub>二</sub>屏風色紙形<sub>一</sub>、華山法皇・主人相府・右衛門督・宰相中將・源宰相・和歌書<sub>二</sub>色紙形<sub>一</sub>、皆書<sub>二</sub>名<sub>一</sub>、後代已失<sub>二</sub>面目<sub>一</sub>、但法皇御製、不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>讀人<sub>一</sub>、左府歌書<sub>二</sub>左大臣<sub>一</sub>、件事奇怪事也」とある。これは既に九百年も以前の事であるが、其の色紙形の用式が、大體今日の色紙と同様であつた様に考へられる。是等を以て、今日の色紙の始とすべきであらう。

また明月記に「文曆二年五月乙未、朝空晴<sub>中</sub>予未<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>書<sub>二</sub>文字<sub>一</sub>事<sub>一</sub>、嗟峨中院色紙形、故予可<sub>レ</sub>書由、彼入道懇切戀染<sub>二</sub>筆透<sub>一</sub>之、古來歌自<sub>二</sub>天智天皇<sub>一</sub>以來至<sub>二</sub>家隆雅經<sub>一</sub>入夜金吾示送」と見えてゐるのからすれば、定家卿のかゝれた小倉百人一首の色紙形も亦之と大差なきものであつた事が肯かれる。

色紙の紙質寸法に就いては、古くはもとより定つてゐなかつたが、斯様な順序で色紙と專稱する一種の料紙が出来、中古より堅六寸四分、幅五寸六分を大色紙と稱した。定家卿の小倉色紙の寸法は大體これに違はぬ。又堅六寸、幅五寸三分のものもあり、これを小色紙と呼ぶ。その他豆色紙と云つて、二三寸のもの、楸色紙と云つて方正<sub>マシカク</sub>なものなど、その種類は甚だ多い。

古筆家の撰定したもので、今日古筆愛好者及び茶人數奇者の間に尊重されてゐる色紙は、小野道風の繼色紙。(一首の歌を二枚に繼いで書いたもの、もと帖の二頁であつたものを一枚に繼ぎ合せたものだともいふ)藤原俊成の升色

紙。(升形のもの)紀貫之の寸松庵色紙。(寸松庵佐久間將監直勝所持のもの)源俊賴の大小紙、中色紙。藤原公任の糟色紙、(鳥の子の料紙を破つて継ぎ合せた所が酒の糟の膚のやうに見えるもの、本願寺藏三十六人集中の順集の斷片)堺色紙。藤原定家の小倉山色紙などである。

## 懷<sup>クワイ</sup>紙<sup>シ</sup> (會紙)

今の懷紙は、和歌又は連歌を、正式に詠進するときに用ふる料紙であるが、もとはフトコロ紙とも、夕、ウ紙(疊紙・帖紙)とも云ひ、疊んで懷中に持つてゐたもので、後撰集離別、源氏禰などにたゞん紙と書いてあるのは通音である。尺素往來の異本には、通はして會紙と書き、その外に會紙と書いた書物は尠くない。

さて空穂物語藏開卷に、「大將、文のてんを直すとしてある筆を春宮とらせ給ひて、御ふところ紙にかく書て、藤壺に奉り給ふ云々」又「大將、ごたちの歌かきつけつる硯のもとに立ちよりて、筆をとりて、ふところ紙に書てこしにゆひつく云々」源氏物語、紅梅卷に、「紅の紙に、わかやかに書て、この君のふところ紙にとりませおしたゝみて出し給ふを云々」枕草子、にくき物の段に「よべおきし扇、ふところ紙もとむとて中もとめでゝそよゝとふところに入れて云々」また、「ふところ紙にたどすこし、春ある心地こそすれとあるは、げに今日のけしきにいとよくあひたるを云々」狭衣、二の上卷に「姫君の御あとの方に、ふところ紙のやうなる物おち散りたるを、あやしう何ぞと取りて御らんすれば、白き色紙などいへど、なべて見ゆるさまにはあらぬが云々」山槐記、治承四年二月十八日の條に「光雅

朝臣持參表函、懷紙八枚上置云々」同年八月七日の條に「予取菓子等入懷紙云々」續世繼白河のわたりに「ふとこ  
ろ紙高くとみなして、笏になしてなん取れりける」等あるによつて、當時の懷紙フトコガの用途が、殆んど日常の雜用に  
供されて居り、其紙質、寸法等も、一定して居なかつた事が知られる。

同様に、たう紙も、源氏物語、枕草子、狹衣物語などに、歌や文を書いた事が見えてゐる外に、榮花物語、布引  
の瀧に「御扇、たう紙まで落ちりたるを云々」江次第、一元日の條に「懷中扇疊紙落有砂跡歎云々」發心集、四條  
の宮の條に「扇たう紙やうのはなむけあまねくこゝろさしけり」狹衣、三の下卷に「たう紙をさしいれてさうし  
のかねをさぐり給ふ云々」空穂、あて宮に「御かどみ、たう紙はぐるめよりはじめて云々」など見えてゐる。

要するに、昔は歌や詩に専用されたものでなく、時に臨んで歌などかき、又覺え書、下書等に利用された白紙であ  
つた様に考へられる。その紙質に就いては、枕草子、心ゆく物の段に「みちのくに紙のたう紙」と見えてゐるか  
ら、當時の懷紙は、可成丈夫な良質の紙も用ひられてゐた様に思はれる。後世、懷紙にみちのくに紙即ち今の檀紙を  
用ひる様になつたのは、これによつたものである。

今の和歌詠進の料紙として用ひられる懷紙は、多田義俊によれば、清和天皇の頃に始まつた様に、南嶺遺稿中に述  
べてゐる。即ち「懷紙といふものは、大昔はなかりしものなり。清和天皇の頃、歌紙といふのに、みちのくを用ふと  
いふ事、貞信公の記に見えたりと、卯祭双紙に引きたり、貞信公は、延喜前後の人なり。清和天皇は夫れより前  
也。聞きつたへてかゝせ給ふか」と推論し、伊勢貞丈の「赤鳥」入江昌熹の「くぼのすさび」などにも、此の説を擧  
げてゐるが、之を以て始めとすると、懷紙は既に一千年以前、和歌の料紙となつた事になるが、多少信じ難い節もあ

る。矢張り袋草子、八雲御抄などに、白河院、堀河院の御代の人々の懐紙の事が見え、北院御室の左記右記にも、懐紙の事を記してあるのなどを始めとすべきである。それより以後の書物にあらはれてゐるものは、數へ擧げられぬ程に多い。

要するに、色紙と前後して、中古より歌を書く料紙として、專稱されるに至つたものである。

懐紙の寸法は、古くは天皇は一尺四寸、親王大臣は一尺三寸、納言參議は一尺二寸、地下は一尺一寸六分に、大高檀紙(みちのくに紙と云ひしもの也)を切つて用ひ、又料紙も、古昔には大高檀紙、又は杉原紙の全紙を用ひたけれども、今日では専ら奉書を用ひる。

倭訓栞、中編に、「和歌詠進の時は、大鷹檀紙に糊したるを用ふ、當官は官姓名前官は位姓名也○世に切目の懐紙といふは、後鳥羽院熊野行幸の時に、切目王子にての御一座の懐紙なりといへり」とある。これは熊野懐紙といつて、爾來數奇者の間に愛好されてゐるものである。また女房懐紙、沙門懐紙、兒コの懐紙及び一首懐紙、二首、三首、五首、七首、十首、十五首、二十首、三十首、五十首、七十首、百首などの書式、又俳諧懐紙などの種別も多く法式も各々異つてゐる。二首以上の懐紙で、一枚に書けない時は、二枚つゞきのものを用ひ、端作ハシツクリに歌題を書き入れず、詠字を書き詠字と歌題との間に位置書をする。十五首以上の懐紙を卷懐紙といひ、懐一卷と稱する。

短マシ冊マシ (短籍、短策、短尺、單冊)

またタンジャクとも云ふ。これを前述した色紙懐紙と共に、和歌の料紙として専用するに至つたのは、矢張り中古の事で、其の寸法、紙質、文采等に、法式の出来たのは、更に近古の事である。然しながら、汎く短冊を使用した事は、ふるく物に見えて居り、その用途は、大體次の三通りに分類する事が出来る。

第一、これを搦つて籤クツとして以て吉凶を卜し、又物を賜はつたりする時の用に供した。これはヒネリブミと訓むもので、日本書紀齋明天皇卷に「取<sub>レ</sub>短籍<sub>一</sub>卜<sub>レ</sub>謀反之事」とあり、又續日本紀聖武天皇、天平二年の條に「天皇御<sub>ニ</sub>太安殿<sub>一</sub>、宴<sub>ニ</sub>五位已上<sub>一</sub>、晚頭移<sub>ニ</sub>幸皇后宮<sub>一</sub>、百官主典已上、陪<sub>レ</sub>從踏歌<sub>一</sub>、且奏<sub>ニ</sub>且行<sub>一</sub>、引<sub>ニ</sub>入宮裏<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>賜<sub>ニ</sub>酒食<sub>一</sub>、因<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>探<sub>ニ</sub>短籍書<sub>一</sub>、以<sub>ニ</sub>仁義禮智信<sub>ニ</sub>五字<sub>一</sub>、隨<sub>ニ</sub>其字<sub>一</sub>而賜<sub>ニ</sub>物<sub>一</sub>、得<sub>ニ</sub>仁者<sub>一</sub>繩也、義者<sub>ニ</sub>絲也、禮者<sub>ニ</sub>綿也、智者<sub>ニ</sub>布也、信者<sub>ニ</sub>段常布也」とあるは、今日の福引の時の圖の様に使用されたもので、それに書いた文字も小さく、又字數も少く、その紙も朝廷の公事に使用せられた紙片であつたらうと思はれる。

第二は、擬階の奏、即ち四月七日に敍人の名を奏する時の成選短冊として使用されたもので、成選短冊といふのは、二月十一日式部兵部の官人に率ゐられて、太政官に參り、上卿の列見を経た六位以下八位以上の敍位さるべき人々の名を記した紙である。北山抄、六に「諸申文等各等付<sub>ニ</sub>短冊<sub>一</sub>入<sub>ニ</sub>宮<sub>一</sub>」とあり、又南嶺遺稿に「短尺といふ事、頓阿法師已後のものなりといふ説あれども、古來叙位除目のとき短尺申文といふ事あり、紙をほそくたちて官位を願ふ事を書付くるなり、略短尺の名は叙位除目はじまりてより已來ある事なり」と見え、三代實錄、三十九、陽成天皇の條に「元慶五年四月九日丙戌、先是去七日、依<sub>レ</sub>例式部兵部<sub>ニ</sub>省<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>奏<sub>ニ</sub>成選短冊<sub>一</sub>、公卿謝<sub>レ</sub>病不<sub>レ</sub>上<sub>一</sub>、故其儀不<sub>レ</sub>行云々」又儀式、九、二月十一日列見成選主典已上儀の條に「式兵<sub>ニ</sub>省<sub>一</sub>次<sub>ニ</sub>略<sub>中</sub>次亟錄登<sub>レ</sub>自<sub>ニ</sub>西側<sub>一</sub>就<sub>ニ</sub>床子<sub>一</sub>。略<sub>中</sub>史生等捧<sub>ニ</sub>視井

短策筥、自屏以西參入」とある等より、大畧これを推定することが出来る。

又敍目の卷子に標目を題して、其表面に著け踏易い便に供したのみならず、物しるしにつけた紙札であり符箋であつた事は、日本靈異記の中に、極窮の女が、奈良の大安寺の丈六の佛に福分を願つて奇表を示して、現に大福を得た話があるが、その中に「累日經月、願祈不息、如常願福、獻花香燈、罷家而寢、明日起見、于門椅所、有錢四貫、着之短策、而注謂之大安寺太修多羅供錢、女人恐急以之送寺」とあるよりして明確である。

第三は、賑給、即ち王朝時代に、毎年五月初廷から京都中の賤民に米鹽を給せられた行事に使用したもので、これは今の切符の様な用法で、原物と引替へる爲であつた。西宮記、賑給使事の條に「自言行事請取料物、隨身其物、向充條々、賑給隱居高年窮者病者、各有差、請奏付行事所、使裝束袴騎車馬、巡行或短尺」とあり、又臺記久安三年の條には「依召參御前、召尼於御前賜米、先聽官於聖靈院、召計可賜之尼、即賜短冊、後列居御前、賜物了、取返短冊」と見え、又空穂物語、祭の使の條の「日に一たびたんざくをいだしてひとけのいひをくう」等見えてゐるから、今の切符の如く使用した様子が、はつきりと考へられる。

さて斯様な短策に歌を書く様になつたのは、枕草紙に「みま草をもやすばかりの春の日によどのさへなど残らざるらんと書て、これを取らせ給へとてなげやれば、笑ひのしりて、このおはする人の家の焼けたりとて、いとほしがりて賜ふめるとて、取らせれば、何の御たんじやくにかあらむ、物いくらばかりにかといへば、まづよめかしといふ」とあるのが始めらしい。

然しながら、松の葉には、伊勢貞丈が其隨筆に右の枕草紙の文を掲げて「清少納言は一條院の御時の人也、此時既

に短冊に歌かくことありしなり」と云つたのに反對して「伊勢氏の説は、いみじきひがごとなり、何のたんじやくにかとは、さとび言に何の御書付にかといふ意なり。こは歌を紙のはしにかきて、男にとらせたるなれども、かたへの人の歌とはいはずして、たはぶれに、家のやけたりとて、いとほしがりて賜ふめるといふは、何にまれ物えさするよし書つけるものゝやうにいひなしたるなれば、何の書付にか侍らん。物いくらばかり賜ふよし書きあるにかといらへたるなり。されば人にとらす物の數などいさゝか記したるものを短冊といひし例とはすべく、歌かきたる例とはしがたし。歌とは知らでいらへたるをのこの詞なるをや」と論じてゐるが、短籍の用途用式について参考になるところもあり、又面白い見方でもあるから序でに引いた。更に藤井高尚は論述して「慈鎮大僧正の拾玉集七の卷に、短冊とかたにかきて、立春の歌をしるせり。この歌は短冊にかきたりといふことにやあらむ。これをはじめとすべし。たゞし拾玉集をはなちては、その世の書どもにさらにみえざれば、めづらしき事にて、なべてものせしにはあらず。頓阿法師のころにぞ、もはら短冊に歌かきたりける。その短冊のつたはりたるを見れば、ながさ一尺はゞ一寸五分なり。今のよのにくらべてはちひさし。歌かきはじめしころは、これよりもいたくちひさかりけむを、やうく大きにはなれるなるべし」と云つてゐるが、既に清輔朝臣の袋草子に「探題、各別題名分取詠也、若以三札子賦取之時、以三探得短冊押紙、書三和歌、殊不書題目」とあるから、單冊が和歌の料紙となつたのは、少くとも九百年以前即ち平安朝の中葉とすべきであらう。又、古今要覽に「今の如く寸法定められしは、三條西の三代のころよりやはじまりぬらん」とあるが、三條西實枝は後柏原天皇の頃の人であるから、四百年ばかり以前の事である。要するに短冊が一般に行はれたのは、鎌倉時代であり、室町時代には稍一定の形式が備り、江戸時代に入つては製作書式等と言ひ

はやしたものの如く考へられる。

一説には、俊成卿が千載集を撰せられる時に、部立アゲテをするに便であるといふので、歌一首づつ書いて用ひたのが、短籍が歌の用に供せられた始めであるとも見え、又その方式は二條爲世と頼阿法師とが相謀つて定めたとも傳へられてゐる。

短冊の寸法文采については久保クボ之取蛇尾ノスサビ、上、十五に「短冊の事相傳へて云く、後光嚴院の時分、頼阿法師始作之云々」又云く、「紙幅壹寸八分と相究むる事は、持明院殿御幸之時、不破の關屋の板幅に準じて、一寸八歩に定め給ふ云々」一書に云く、「短冊は、後光嚴院より始まる、後圓融院、後小松院、稱光院、後花園院、後土御門院、右五代之内は、杉原雲なり杉原地に雲を打つ正親町院、陽成院、奉書なり。後陽成院より鳥の子に雲を打ち、是れを鳥の子雲といふ。雲紙より已前は白短冊なり。小短冊は白紙なり。天神雲といふは、北野天神の連歌の時、此の紙をつかふによりての異名なり。鹿相なる紙なり。天神雲は紙不宜雲多く地あれ雲のわかれなき類なり。雲紙にてあしき紙なり。飛雲といふは、所々雲ある也。後土御門の時代より、短冊に金泥下繪付多きなり。素雲短冊をよしとす云々」とあるによりて、其の大異を窺ふことが出来る。(一)